

平成 29 年度 福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

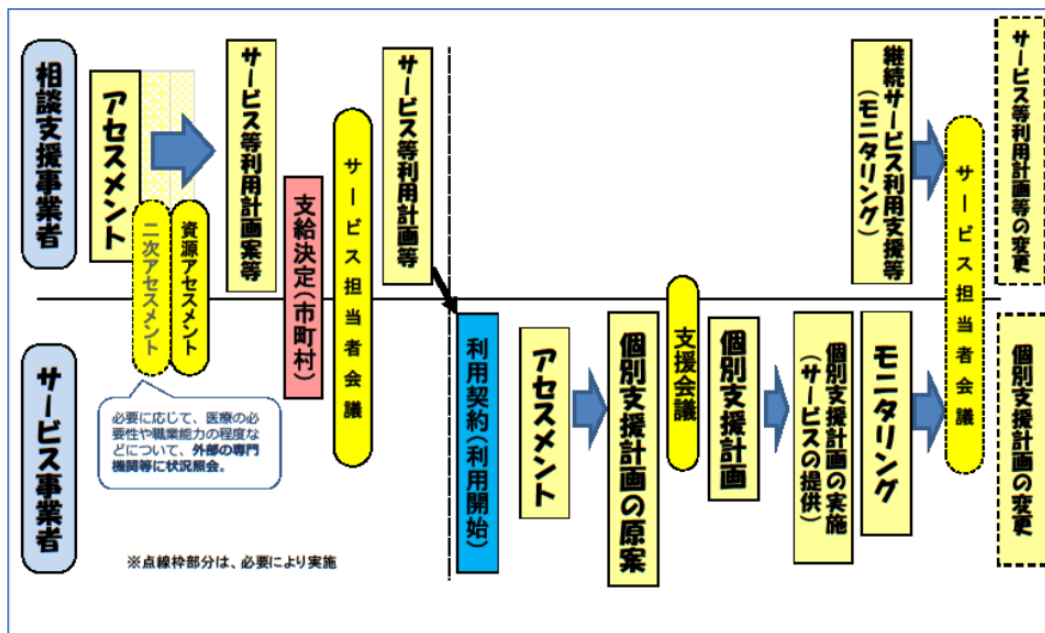
平成 29 年 6 月 1 日・2 日
福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課

計画相談支援について

(1) 計画相談支援の実施状況等

- 平成 27 年 4 月から、全ての障がい福祉サービス及び地域相談支援申請者がサービス等利用計画作成の対象となり、平成 28 年度末のサービス等利用計画の作成状況は、93.8%。
- 計画相談支援は、障がい児者の自立した生活を支えるために、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、アセスメント、計画作成、モニタリングのプロセスをとおして、きめ細かく継続的な支援を行うもの。

<計画相談支援のプロセス>



(2) 平成 29 年度相談支援従事者初任者研修について

- 障がい者をきめ細やかに支援するため、相談支援体制の充実と相談支援の質の向上が求められており、相談支援専門員の増員が必要な状況です。
- 福岡県では、平成 29 年度に相談支援従事者初任者研修が 2 回実施されますので、相談支援専門員の資格要件を満たす従事者がいる事業所においては、従事者の研修受講についてご検討をお願いします。
※ 1 回目募集終了。2 回目は 8 月頃募集予定。
- 相談支援専門員が 3 名以上等、一定の条件を満たした場合、特定事業所加算の算定が可能になりますので、この制度の活用も検討してください。

相談支援従事者初任者研修募集要項等は下記福岡県ホームページを参照してください。
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/29soudanshienjyujishakensyuu.html>

(3) モニタリング期間の標準の変更について

- モニタリング期間の設定については、「福岡市計画相談支援マニュアル」において「標準」となる期間を定めている。
- 相談支援の質の向上を図るため、対象者の状況等によってモニタリング期間をより柔軟に設定できるよう「標準」となる期間を変更します。
※ 変更の内容は別紙「計画相談支援モニタリング期間の「標準」の変更」参照
- モニタリング期間の「標準」の変更に伴い、「福岡市計画相談支援マニュアル」やサービス等利用計画の参考様式の変更を予定しており、相談支援事業所には、後日、通知します。

【変更の実施時期等】

平成 29 年 10 月 1 日以降に受付ける障がい福祉サービス新規・更新申請に係るものからモニタリング期間設定の「標準」となる期間の取り扱いを変更。

(4) 計画相談支援給付費の請求について

報酬告示及び留意事項通知等に、計画相談支援給付費の算定に関する基準等が規定されています。

<報酬告示>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

(平成 24 年厚生労働省告示第 125 号)

<留意事項通知>

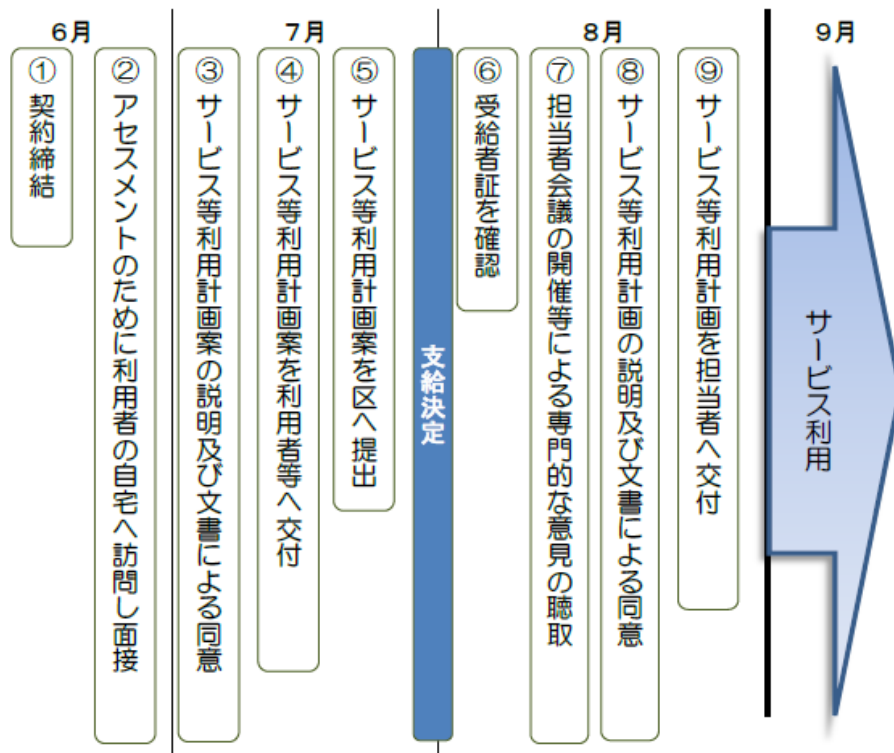
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

① サービス利用支援（計画作成）費請求の要件

次のいずれかを満たさない場合はサービス利用支援費を算定できない

- ◆ サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等
- ◆ サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意
- ◆ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付
- ◆ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取



- ※ ②③④⑦⑧⑨をすべて行わなければ、サービス利用支援費を請求できません。
- ※ 「サービス等利用計画を作成した日」＝ 上記⑧（「サービス等利用計画の説明及び文書による同意」を得た日）の属する月分として報酬請求
- ※ 計画作成のためのアセスメントは、利用者の居宅等への訪問・面接が必要。
- ※ 平成 28 年度からは、通所先でのアセスメントでは請求要件を満たしません。
- ※ サービス担当者会議の実施場所は特段の規定はありません。相談支援事業所の相談室等でも可能。

② 継続サービス利用支援（モニタリング）費請求の要件

次のいずれかを満たさない場合は継続サービス利用支援費を算定できない

- ◆ 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等
- ◆ モニタリングの結果、サービス等利用計画を変更する場合は、サービス利用支援費請求の要件に準じた手続の実施

- ※ モニタリングは、通所先等ではなく、利用者の居宅等への訪問が必要。
- ※ 「モニタリング実施日」＝「利用者の居宅等を訪問した日」の属する月分として報酬請求。
- ※ モニタリングを実施した結果、新たな支給決定または支給決定の変更のためにサービス等利用計画を作成するという、一連の流れで計画作成を行った場合は、サービス利用支援費のみ請求可能。
- ※ モニタリング月ではない月にモニタリングを実施しても、継続サービス利用支援費の請求はできません。

(5) 計画相談支援実施の留意事項

指定特定相談支援事業所の運営等については、指定基準及び解釈通知の規定等を順守してください。

指定特定相談支援事業所の実地指導において、これまで、複数の事業所に指導した主な内容は下記のとおり。

記録の整備に関する事項

➤ 個別の利用者ごとの支援記録の不備

◆利用者、障がい福祉サービス提供事業者等との連絡調整など実施した支援内容に関する記録 ◆サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
◆アセスメントの記録 ◆サービス担当者会議等の記録 ◆モニタリング結果の記録

- 相談支援事業者に対する苦情の内容等に関する記録の不備
- 事故発生時の状況及び事故に際して採った処置についての記録の不備

※ 記録は事業者が5年間保管する必要があります。

計画相談支援給付費の代理受領通知書の発行に関する事項

- 計画相談支援給付費を法定代理受領した場合は、利用者等にその額を通知し、通知の控えを事業者が保管

サービス提供拒否の禁止、困難時の対応に関する事項

- 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、計画相談支援の提供を拒んではならない
- 指定特定相談支援事業者が自ら適切な計画相談支援の提供が困難な場合は、他の適当な事業者の紹介などを行わなければならない

障がい福祉サービス事業所等の業務を兼務する相談支援専門員のモニタリング

- 利用者が利用する障がい福祉サービス事業所等の業務を兼務する相談支援相談員は、当該事業所との中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないため、原則、その利用者のモニタリングを実施できません。

※ 法人代表者が相談支援専門員である場合、同一法人が設置するサービス事業所を利用する利用者のモニタリングはできません。

サービス事業所の管理者や指導員といった事業所運營業務での兼務がなくとも、設置者としてサービス事業所に関わり中立性が維持できないとみなします。

計画相談支援モニタリング期間の「標準」の変更

| | 対象 | 標準 |
|-------|--|--------------|
| ① | 障がい福祉サービスを利用する者（②、③、④に掲げる者を除く）、地域移行支援、地域定着支援を利用する者 | 6月ごと |
| ② | 施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援を利用する者 | 1年ごと |
| ③ | <p>新規に支給決定を受ける者もしくは、支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者のうち次のいずれかに該当する者。ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障がい福祉サービスの支給開始日から起算して3月間に限る。</p> <p>(a) 新規に支給決定を受ける者のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所のいずれかを利用する者</p> <p>(b) サービスの支給量の変更により、支給量判定基準を超える者（通院証明書による支給量の上乗せを除く）</p> <p>(c) 住環境や生活環境の変化、家庭環境やライフステージの変化等により、サービスの種類、内容、量に変動がある者</p> <p>(d) 障がい福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所のいずれかを利用する者で、指定特定相談支援事業所が変更になった者</p> | 1月（毎月）ごと |
| ④ | <p>療養介護、重度障がい者等包括支援及び施設入所支援を除く障がい福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも③に掲げる者を除く。）のうち次に掲げる者</p> <p>この場合、毎月モニタリング報告書の区への提出が必要</p> <p>(a) 障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者</p> <p>(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障がい、疾病等のため、自ら指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者</p> <p>(c) 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの、並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者（重度障がい者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）</p> | 1月（毎月）ごと |
| 柔軟に設定 | <p>①～④は「標準」であり、上記標準期間では、適当なモニタリング期間が導かれない場合は、以下の勘案事項を踏まえ、対象者の状況に応じて、「2、3月ごと」や、在宅サービスを利用する者で、状態が安定しており、電話等により定期的に状況を確認できる者を「1年ごと」、施設入所者で入所して間もないため状態が不安定な者を「6月ごと」とするなど、柔軟に設定することが可能である。</p> <p>※勘案事項</p> <p>①障がい者等の心身の状況、②障がい者等の置かれている環境（生活環境、家庭環境等）、③総合的な援助の方針（援助の全体目標）、④生活全般の解決すべき課題、⑤提供されるサービスの目標及び達成時期、⑥提供されるサービスの種類、内容、量、⑦サービスを提供する上での留意事項等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><現行></p> <ul style="list-style-type: none"> ●在宅で単身生活をしている者（同居者がいても適切な支援が得られない場合を含む）であって、自ら適切なサービス調整やサービスの利用に必要な連絡・調整ができないため、計画的な支援を要する者については、2月又は3月ごととすることも可。 ●新規に支給決定する者及び支給決定の更新又は変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者（重度障がい者等包括支援利用者を除く）、また、障がい児の居宅介護、行動援護利用希望者は、2月又は3月ごととすることも可。 ●モニタリングを1月（毎月）ごとに実施する場合は、生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある場合など、真にやむを得ない場合とする。 </div> | 対象者の状況に応じた期間 |

現行どおり

変更部分